

帳合之法 卷之二

福澤諭吉訳

単式簿記 第三章

呉服綿織物商の卸問屋組合の日記帳、大帳【元帳】、売帳【売上帳】、金銀出入帳【現金出納帳】を記録し、最後に総勘定の結果を示す。但し、商売は思わしくなく損失を出している。

端書き

左記に示す用例は、資産や負債の種類を増やして商取引の規模を大きくし、学習する者のために商売を手広くしたものである。この第三章において第二章と異なるところは小帳（注1）を使うことである。但し、ここで小帳を使う趣旨は二点ある。第一はその用法を知らしめるため、第二は商取引の記録を更に十分にするためである。

また、ここに示す金銀出入帳の様式は第二章のものとは異なり、この様式は広く一般に使われるもので他の様式より便利なものである。即ち、「入」と「出」を分け、一方に「入」を記入し、他方に「出」を記入してその区別を明確にす

る。

また、手形帳、売帳のことは、次に示す様式の例に従って見ていただきたい。一般に使う手形帳にも形式の複雑なものはないが、ここに示すものは簡単な理解しやすいものとした。売帳は商業を営む者にとつて最も便利な小帳であり、特に、卸しの掛け取引には欠くことができない。掛けで販売したものは、売帳から直接他の帳簿に転記すべきであるから、必ずしもこれを日記帳に記入しなくても差し支えない。しかし、一般的に商人の多くは日記帳を元として、日記帳に記入したことを他の諸帳簿に転記する方法を採っている。これは理屈に適っていることであるから、実際にもこれに従った方がよい。

売帳の上を書いてある「日帳」「金帳」「手帳」という各用語は、販売した商品の代金として受け取った資産はこの帳簿に記入し、他の資産は他の帳簿に記入したということが解るように、目印としてその帳簿の頭文字を記したものである。即ち、「日帳」は日記帳、「金帳」は金銀出入帳、「手帳」は手形帳の事である。本来、売帳は商売の結果を示すものではない。従つて、資産と負債の総勘定を知るためには用をなさないものである。

前述の第二章においては利益の出た例を示したが、今、この第三章においては損失が生じている。この損失は組合組織の二者で分け合うべきものである。

実際にこの第三章の例を行うには、諸々の帳簿の月日の順に目を付け、その一日の取引をそれぞれ記すべき帳簿に記入し、その日の全ての取引を記入した後、次の日の取引に進む。例えば、七月一日、播磨屋が当店で商品を購入する。

その代金として現金で支払えば、まず、これを売帳に記入する。次に金銀出入帳に転記し、売帳の上には「金帳」の二字を目印として書いておく。また、次の取引があれば、この方法に従ってそのことを転記する。帳簿の頭文字の二字を売帳の上に記入して、その帳簿に転記するのである。

注(1)『小帳』大帳【元帳】に対して、ここでは売帳【売上帳】のことを意味する。

第三章

明治六年

日記帳

七月一日

一頁

作州屋(注2)

資本金金額は左記の通りである
商品の金額は仕入帳の通り

貸

四、七五〇

二頁	二頁	一頁	
備後屋 同日 借	備中屋 同日 借	備前屋（注2） 資本金金額は左記の通りである 土地建物金額見積もり 銀行への預け金 三、五、 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 貸	手形の金額は手形帳の通り 現金は金銀出入帳の通り 他店への売掛金の金額は左記の通りである 備中屋へ 備後屋へ 廣島屋へ 一、日 一、五〇〇〇 二〇〇〇〇 三、七五〇〇 七、五〇〇〇 五、〇〇〇〇
七五〇	五〇〇	八、〇〇〇	九、〇七五

一頁	作州屋〔注は〕 私用借入 十六日	借	七五
三頁	同日 長門屋組合〔注ろ〕 掛け代金全額六十日限手形支払い	借	五七五
四頁	十五日 讃岐屋 商品代金売帳の通り	借	一八〇
一頁	十二日 備前屋〔注い〕 品川屋渡りの手形引き受け、但し、手形帳の通り	借	七五
三頁	同日 紀伊国屋組合 掛け代金支払い	借	三〇〇
四頁	同日 阿波屋 商品代金売帳の通り	借	二三
	十日 掛け代金全額回収		三七五
			四一

二頁	備後屋 掛け代金回収 二十日	貸	三五〇
五頁	伊予屋 商品代金売帳の通り 掛け代金回収 二十一日	借	八二 八八
四頁	讃岐屋 掛け代金回収 二十三日	貸	五〇
五頁	土佐屋 商品代金売帳の通り 二十四日	借	一二三 二四
四頁	淡路屋 掛け代金全額現金にて回収 二十五日	貸	四二 四五
五頁	筑前屋 商品代金売帳の通り 二十六日	借	三七 五五

六頁	六頁	二頁	三頁	六頁
	豊前屋 商品代金売帳の通り 掛け代金回収	備中屋 掛け代金全額現金にて回収 三十一日	紀伊国屋組合 掛け代金全額現金にて支払い 二十九日	筑後屋 商品代金売帳の通り 同日
	借	貸	借	借
	一八二 七五	二五〇	四五七	二一六 五〇
	四〇			

〔注い〕 この取引は、組合から品川屋へ代金を支払うものである。品川屋は備前屋から受け取る代金がある。そこで、品川屋の指示に従って、品川屋渡りの手形を備前屋にて引き受け、組合に対しては備前屋の私用として処理する。総勘定ではこの金額を備前屋の資本金から引

き落とす。

〔注ろ〕 長門屋組合からこの作州屋備前屋組合へ商品代金五七五円の「貸」がある。この金額を作備組合にて手形を発行し、六十日後支払いと
して約束する。長門組合はまだ現金を受け取ることはできないが、
手形を受け取ったために「借」となる。従って、作備組合の総勘定
には、この金額を支払うべきものとして資産から引き落とす。

〔注は〕 作州屋は組合員の一人であつて、この私用は組合の取引ではなく、
個人の用事のために組合の金を借りたものである。従って、総勘定
ではこの金額を作州屋の資本金から引き落とす。

注(2) 第三章の例は「作州屋」と「備前屋」が組合を結成して取引を行い、
それを記帳したものである。

第三章 大帳の見出し

イ

伊予屋 五頁

ロハ

防州屋 三頁

ニホヘト

土佐屋 五頁

チ

筑前屋 六頁

筑後屋 五頁

リヌルヲワカヨ

タレソツネナ

長門屋 三頁

ラムウ井ノオク

ヤマケフ

豊前屋 六頁

コエテア

阿波屋 四頁

淡路屋 四頁

サ

讃岐屋 四頁

キ

作州屋 一頁

紀伊国屋 三頁

ユメミシエヒ

廣島屋 二頁

備中屋 二頁

備前屋 一頁

備後屋 二頁

モセス

第三章

大帳【元帳】

七月十二	借 備 前 屋 貸	七月十五	借 作 州 屋 貸
手形引受		現金	
四頁		五頁	
七五		七五	
七月一日		七月一日	
組合への 資本金		組合への 資本金	
二頁		二頁	
八、〇〇〇		九、〇七五	

	七月一日	
掛け	作州屋へ	
三頁		
	三五〇	
	七月七日	
	現金	
四頁		
	三七五	

借

廣島屋

貸

	七月一日	
掛け	作州屋へ	
二頁		
	七五〇	
	七月十六	
	現金	
五頁		
	三五〇	

借

備後屋

貸

	七月一日	
掛け	作州屋へ	
二頁		
	五〇〇	五〇〇
	七月廿九	二百
	同	現金
七頁		三頁
	五〇〇	二五〇
		二五〇

借

備中屋

貸

七月 廿六		借			七月 十五	借	七月 三		借
同 現金							六十日限 手形にて		
七月 廿六		紀伊国屋組合			五 百	長門屋組合	三 百	防州屋	
七 五	三 〇〇				五 七五		一 九二		
七 五	五 七五								
七月 五		貸			七 百	貸			
商品					商 品				
三 百					三 百				
七 五	七 五				五 七五				

七月十三	借 讚 岐 屋 貸	七月十日	借 阿 波 屋 貸	七月七日	借 淡 路 屋 貸	
商品		商品		商品		
五頁		四頁		四頁		
一八〇		二三 四一		四二 四五		
七月廿一				七月廿四		
現金				現金		
六頁				六頁		
五〇				四二 四五		

借	七月 廿五	借	筑 前 屋	七月 廿三	借	土 佐 屋	七月 二十	借	伊 予 屋
	商品			商品			商品		
	六 貫			六 貫			五 貫		
	三 七			一 三 二			八 二		
	五 五			二 四			八 八		
							七 十		
							現 金		
							六 貫		
							三 〇		
	貸			貸			貸		

七月 廿六	商品	七頁	二一六 五〇

借 豊 前 屋 貸

七月 卅一	商品	七頁	一八二 四〇	七月 卅一	現金	七頁	七五

注(3) 『大帳』の日付欄の「廿」「卅」はスペースの関係もあり、「二十」「三十」とせず、原文のままとした。また、日付及び頁数の欄は横書きであるが、読み易くするために縦書きとした。

第三章 明治六年 七月一日
第三 売帳【売上帳】

	手 帳		日 帳		金 帳	
淡路屋	肥前屋 白もめん 無地あさ 形付もめん		防州屋 男もの靴 女もの同 子供もの同		豊後屋 紫更紗 茶同 黄同 緋同	
	百二十丈 九反二十七丈 三反十二丈五尺		二箱二十四足 三箱三十六足 一箱十二足		十一丈 七丈五尺 十二丈 八丈	
七日	単価五錢半 六十日限手形		単価二円 三円 三円		単価一錢 一〇錢 九錢半 一〇錢	
掛け	一六六 二九〇 一五〇		一〇八 三八六 掛		一七二 一七八 四〇〇 一〇〇	
	一〇八		一九二		三九	
	二〇					

帳	日 帳	金 帳	日 帳
日向屋 さらし麻布 太地麻布	阿波屋 紙布 綿どんす 帆木綿	肥後屋 紗 絹	綾織もめん 結城もめん 同紺がすり 浮織もめん
十二丈 二十丈	六反七丈二尺 三丈六尺 二丈五尺	三卷五丈四尺 二卷六丈四尺	二反八丈 三反九丈五尺 二反九丈 四反十二丈
単価二五銭	単価八銭 四〇銭 一三銭	単価一三銭 二〇銭	単価一二銭 九銭 一銭 一二銭
九十日限手形	掛け 一四五 三四七	現金 一二七 八〇二	一四九八九 四九五〇
一三八〇	二五〇七六	一九八二	四二四五
	(注4) 二二三 四一		

日 帳	金 帳	日 帳	手
<p>伊予屋</p> <p>女物頭巾 一組十二 単価八八錢</p> <p>イギリス京織四卷三丈六尺 一円十二錢</p> <p>太地毛織 二卷八丈 四〇錢</p>	<p>大隅屋</p> <p>遊歩靴 二箱百二十足 単価一円</p> <p>同女物 一箱四十八足 一円五〇錢</p> <p>緋縮緬 (注6) 四丈 七五錢</p> <p>綿羅紗 十二丈 二五錢</p>	<p>讃岐屋</p> <p>粗製靴 三箱七十二足 単価一円五〇錢</p> <p>同女物 二箱百二十足 六〇錢</p>	<p>イギリス更紗 二十丈 二二錢</p> <p>フランネル襦袢三組三十六 二円二五錢</p> <p>(注5)</p>
二十日	十八日	十三日	
<p>掛け</p> <p>一〇〇</p> <p>四〇</p> <p>三二</p>	<p>現金</p> <p>一二〇</p> <p>七二</p> <p>三〇</p> <p>三〇</p>	<p>掛け</p> <p>一〇八</p> <p>七二</p>	<p>四四</p> <p>八一</p>
(注7)			
八二	二五二	一八〇	一七三
八八			

帳	帳	帳		
金	日	手		
<p>長崎屋</p> <p>男物厚革長靴 四箱十八足 単価一円五〇銭</p> <p>子牛皮長靴 三箱三十六足 二円</p> <p>極上革長靴 一箱十二足 五円</p> <p>女物半靴 一箱六十足 五〇銭</p>	<p>土佐屋</p> <p>羅紗靴 二箱三十六足 単価一円三〇銭</p> <p>同女物 四箱四十八足 一円一二銭</p> <p>同子供物 二箱九十六足 三三銭</p> <p>(注9)</p>	<p>薩州屋</p> <p>ゴム織襦袢三組三十六単価二円五〇銭</p> <p>女物胴着 一組十二 二円</p> <p>しま繻子 六卷三十丈 七五銭</p>	<p>同日</p>	<p>六ヶ月限手形 (注8)</p>
<p>掛け</p> <p>七二</p> <p>七二</p> <p>六〇</p> <p>三〇</p> <p>(注10)</p>	<p>掛け</p> <p>四六</p> <p>五三</p> <p>三一</p> <p>六八</p>	<p>九〇</p> <p>二四</p> <p>二二五</p>		
<p>二三四</p>	<p>一三二</p> <p>二四</p>	<p>三三九</p>		

金 帳	日 帳	金 帳
奥州屋 子供股引 金物付長靴 男物股引 一箱二十四 二箱四十八 四箱九十六 単価七〇銭 一円二五銭 一円五〇銭	筑前屋 薄絹 帆木綿 ふとん地木綿 襟巻地 二十五丈 三丈 四丈 六丈 単価一〇銭 一二銭半 一〇銭 八銭	箱館屋 紺厚羅紗 唐棧(注11) フランネル 二丈 九丈 十八丈 単価一円二五銭 一〇銭 四〇銭
同日	二十五日	二十四日
現金 三六 六〇 六七	掛け 四四 三五	現金 七二 九 二五
二〇	八〇 七五	
一六三	三七	一〇六
二〇	五五	

金 帳	金 帳	日 帳
<p>羽州屋</p> <p>紅金巾 しま紬 花色絹</p> <p>二十丈 九丈 八丈</p> <p>単価一六錢 一円 四〇錢</p>	<p>松嶋屋</p> <p>女物羽織 同上着 頭巾 男物手拭い</p> <p>一組十二 三組三十六 二組二十四 三組三十六</p> <p>単価二円 二円二五錢 八八錢 三五錢</p>	<p>筑後屋</p> <p>縮み毛織 御紹 更紗 綿紗</p> <p>五丈 六丈 二十七丈 八丈</p> <p>単価一円二五錢 一円 二〇錢 五〇錢</p>
二十九日	二十七日	二十六日
現金	現金	掛け
三二 九〇 三二	一一 二一 八 二四	四〇 五四 六〇 六二
	六〇 一二	五〇
一五四	一三八	二一六
	七二	五〇

帳		三十一日	
豊前屋			
子供長靴	四箱九十六足	単価一円	
女物長靴	二箱二十四足	二元	
子供半靴	二箱四十八足	八〇銭	
			掛け
			九六
			四八
			三八
			四〇
			一八二
			四〇

(注4) 原本では『二三、四三』の最後の「三」を二本線で消し、「二三、四一」と訂正して書いている。

(注5) 『フランネル』紡毛糸で荒く織ったやわらかい織物。(広辞苑)

(注6) 『緋縮緬』(ひちりめん)濃く明るい朱色の絹織物の一種。

(注7) 『一〇、五六』『一〇、五〇』となっていたが、間違いであり訂正をして表記した。この「売帳」ではこのような間違いが他にもある。

(注8) 『六ヶ月限手形』今日の手形では考えられない長期の手形。

(注9) 『子供』『小供』となっていたが訂正をして表記した。

(注10) 『三〇』『二〇』となっていたが、間違いと判断し訂正して表記した。

(注11) 『唐棧』『唐線』となっていたが、間違いと判断し訂正して表記した。「唐棧織」(とうざんおり)細い木綿糸で、独特の細かい縦縞を織りだした布。「唐棧縞」(とうざんじま)、「棧留縞」(さんとめじま)

などとも呼ぶ。江戸時代に大流行した。

(web 検索)

第三章

金銀出入帳【現金出納帳】

借

貸

七月	
一日	作州屋元入
同	備前屋同様
同	銀行預け入れ
二日	豊後屋分商品代金入
二日	備中屋分掛代金入
三日	店小売代金入
七日	鹿島屋分掛代金入
八日	肥後屋分
十日	商品代金入(完帳)
十日	江戸屋分手形代金入
	一、二〇〇
	三、〇〇〇
	三九
	二五〇
	一七
	三七五
	一九
	五〇〇
	八二
借	
七月	
一日	郵便切手並びに筆代
二日	罌紙代
四日	店修理代支払
五日	荷物運賃
七日	書役雇賃(注12)
八日	大坂へ出張代 (注13)
十日	紀伊国屋掛代金支払
十五日	作州屋へ私用金渡す
	五
	一〇
	一七五
	二七
	二五
	一五
	三五
	三〇〇
	七五
	七五
	六三三
	二五

十二	店小売代金入	三三			
十六	備後屋分掛代金入	三五〇			
十八	大隅屋分商品代金入 (完帳)	二五二		六、〇三六	八二
十八	繰越			六、〇三六	八二
二十	伊予屋分掛代金入	三〇		五、四〇三	五七
廿一	讃岐屋分同様	五〇			
廿三	長崎屋分				
廿四	商品代金入(完帳)	二三四			
同	箱館屋分同様(完帳)	一〇六			
廿五	淡路屋分掛代金入	四二	四五		
同	奥州屋分				
廿七	商品代金入(完帳)	一六三	二〇		
同	松島屋分同様	一三八	七二		
廿九	羽州屋分同様	一五四			
同	備中屋分掛代金入	二五〇			
卅一	豊前屋分同様	七五		一、二四三	三七

十九	(注14) ちらし広告配布代	一五			
二十	雑費	一〇			
廿一	大工吉五郎支払 人足賃並びに 郵便切手代	一七五	八		
同	書役雇賃	二五			
廿五	備中屋				
同	手形引受分支払	七五			
廿六	紀伊国屋へ 掛代金支払	四五七		七六五	
	手許残金			五、八八一	九四
				六、〇三六	八二
					五、四〇三
					五七

号
手形受取
受け取り
指図人
引受人
月日
期限
渡し日
金額
月日
結果

受取口手形【受取手形記入帳】

第三章

手形帳

(注 12) 『書役』（かきやく）書記官のこと。第一巻 66 頁（注 51）参照。
 (注 13) 『使賃』を「出張費」と訳す。
 (注 14) 『引札配り』を「ちらし広告配布」と訳す。

繰越	
五、八八一	六、六四六
九四	九四
	六、六四六
	九四

払口手形【支払手形記入帳】

	番 号
明治六	手形渡 の月日
	振出し 理由
	指図人 又は受取人
	引受人 又は振出人
明治六	月 日
	期 限
明治六	渡し日
	金 額
明治六(注16)	月 日 結果

五	四	三	二	一		番
七・廿二	七・十二	七・四	同	七・一	明治六	の月日
商品代金	商品代金	商品代金	同	作州屋元入		理由
大磯屋	平塚屋	藤沢屋	金川屋(注15)	川崎屋		又は受取人
薩州屋	日向屋	肥前屋	戸塚屋	江戸屋		又は振出人
七・廿二	七・十二	七・四	一・十	六・七	明治六	
六ヶ月	九十日	六十日	八ヶ月	三十日		
一・廿五	明治七	十・十三	九・十三	七・十	明治六	
三三九	一七三	一〇八	一、〇〇〇	五〇〇		
		二〇				
				七・十	明治六	
				支払済		

二	一
七・十二 七・十五	備前屋のため 全額支払いのため
品川屋 長門屋組合	備前屋 当組合
七・十二 七・十五	十日 六十日
七・廿五 九・十六	七・廿五 七・五
七・廿五	支払済

(注 15) 『金川』(かながわ)「神奈川」の旧名。
 (注 16) 『明治六』原本は空欄であつたが、記入漏れと見て書き加える。

総 勘 定

第三章の最後に商取引の内容を示すものである

資 産	借	貸	差引残
一 大帳の勘定から 備後屋 防州屋 阿波屋 讃岐屋 伊予屋	七五〇 一九二 二二三 一八〇 八二	三五〇 三五〇 五〇 三〇	四〇〇 一九二 二二三 一三〇 五二 八八
	四一		四一

土佐屋 筑前屋 筑後屋 豊前屋	<table border="1"> <tr> <td>一 三 二</td> <td>二 一 六</td> <td>一 八 二</td> </tr> <tr> <td>二 四</td> <td>五 五</td> <td>四 五</td> </tr> <tr> <td colspan="3">七 五</td> </tr> </table>	一 三 二	二 一 六	一 八 二	二 四	五 五	四 五	七 五			二 金銀出入帳より 但し、手許有高金額	三 手形帳より	戸塚屋 手形九月十三日渡し 肥前屋 同 五日渡し 日向屋 同 十月十三日渡し 薩州屋 同 一月廿五日渡し	<table border="1"> <tr> <td>一、〇〇〇</td> <td>一〇〇</td> <td>一〇八</td> </tr> <tr> <td>三三九</td> <td>一七三</td> <td>三三九</td> </tr> <tr> <td colspan="3">二〇</td> </tr> </table>	一、〇〇〇	一〇〇	一〇八	三三九	一七三	三三九	二〇			四 仕入帳より 商品有高 土地建物	<table border="1"> <tr> <td>一六、七九四</td> <td>五、三〇〇</td> <td>一、六二〇</td> <td>五、八八一</td> <td>一〇七</td> <td>二一六</td> <td>三三七</td> <td>一三三二</td> </tr> <tr> <td>一二</td> <td></td> <td>二〇</td> <td>九四</td> <td>四〇</td> <td>五〇</td> <td>五五</td> <td>二四</td> </tr> </table>	一六、七九四	五、三〇〇	一、六二〇	五、八八一	一〇七	二一六	三三七	一三三二	一二		二〇	九四	四〇	五〇	五五	二四
一 三 二	二 一 六	一 八 二																																							
二 四	五 五	四 五																																							
七 五																																									
一、〇〇〇	一〇〇	一〇八																																							
三三九	一七三	三三九																																							
二〇																																									
一六、七九四	五、三〇〇	一、六二〇	五、八八一	一〇七	二一六	三三七	一三三二																																		
一二		二〇	九四	四〇	五〇	五五	二四																																		

負債

手形帳より 長門屋組合への支払手形

現在の財産額

一六、二一九	五七五
一二	

今回の商取引について純損失と当組合二者の現在の財産を知るためには次のようにする。

作州屋出資金額

同人私用引き出し

純出資額

備前屋出資金額

同人私用引き出し

純出資額

九、〇七五	八、〇〇〇
九、〇〇〇	七、九二五

<p>総純出資額合計 現在の財産額 純損失高 作州屋純出資額 損失の半額 同人の現在の財産 備前屋純出資額 損失の半額 同人の現在の財産 財産金額合計</p>				
		七、 九二五 三五二	九、 〇〇〇 三五二	
		九四	九四	
一六、 二一九	七、 五七二	八、 六四七	七〇五	一六、 九二五 二一九
一二	〇六	〇六	八八	一二

右の勘定から次の定則を得ることができる

定則

- 第一 商取引における純損失高を知るためには、商取引の最初に出資した純財産額から商取引の最後に合計した純財産額を差し引く。
- 第二 商取引の最後において組合員各々の純財産額を知るためには、各々の純出資額から各々の純損失高を差し引くか、又は、各々の純利益の金額を加える。

応用問題

例題一

太郎という者、現金八千七百五十円の出資をして商売を始める。一年後の資産と負債は次のとおりである。

* 現金手許有高三千七百円 所有する手形七千円 商品有高二千五百円

他人への掛け売り金額二千円

* 手形による借入額五千円

他店からの掛け買い金額千五百円

右のとおりである時、同人の損益はどうか。最終的な純財産はいくらか。

例題二

二郎と三郎の両人が同等の契約を結び商売を始める。各出資額として一万

円ずつ出し、途中で千五百円ずつ引き出す。その後の総勘定の内容は左記のとおりである。

*現金手許有高五百円 銀行への預け金七千円

他人への掛け売り金額五千七百八十三円七十五銭（この内八百七十五円は回収不能のものである） 手形による受取額六千七百五十円

商品有高二千七百元 土地建物五千元

銀行の株・切手（注17）の所持額三千五百円

*他人からの掛け買い金額一万円 手形による借入金五千六百元

右のとおりである時、兩人の商取引の結果は利益を得ることができたか、あるいは、損失が生じたか。また、最終的な各々の資産はどうか。

例題三

四郎、五郎、六郎の三人が組合を作る。四郎は七千五百円、五郎は五千三百円、六郎は四千七百元出資する。一年後において諸帳簿を調べると各勘定は左記のとおりである。

*山城屋（借）千七百元（貸）五百円

大和屋（借）千百元（貸）九百七十五円

和泉屋（借）千七百五十円（貸）二千七百元

河内屋（借）千八百五十九円三十八銭（貸）二百十二円五十銭

*現金受取高十二万五千三百六十八円二十九銭

同支払高十二万二千四百八十円二十三銭

* 手形受取高千九百円 同引替高千二百円

* 商品有高二千七百元 店建物並びに諸道具一万五千七百五十円

* 途中、四郎は二千円を引き出し、五郎は千五百円を引き出す。また、六郎は七百八十五円を引き出す。

* 組合の手形の振り出し三万円（うち引替額二万五千八百円）

右の事柄を帳簿に記入し、商取引の利益、又は、損失を計算しなさい。さらに、最終的な各組合員の純財産を示しなさい。

（注17）『切手』ここでは郵便切手のことではなく、金銭受け取りの証拠券のことである。「小切手」と考えれば良い。

練習問題 第三問

七月一日 江戸屋と大坂屋は左記に示すような資産で商売を始めた。その損益は両者等分とする約束である。

* 江戸屋の出資した現金四千元 商品千七百五十円

手形金額は以下の通りである。手形一枚五百円（証印の名前長崎屋、裏書きの名前津軽屋、振出日六月一日、六十日限手形）

同一枚七百元（これは松前屋の指図で相良屋が引き受けたものである。振

出日五月一日、日付【引受日】後九十日以内に支払う約束、相良屋で引き受けたのは五月三日である。

他店への掛け売り代金は以下の通りである。

入間屋へ五百円 額田屋へ七百五十円 群馬屋へ九百円

*大坂屋の出資した現金五百円 土地建物見積もり五千円

同日

*埼玉屋へ手拭い男物一枚四十銭にて二組二十四、唐棧織一尺十銭にて十三丈、毛織一尺五十銭にて十丈売り渡し、代金は掛け。

*入間屋より掛け代金全額五百円受け取る。

*筆紙墨帳簿代三十円支払う。

同日

*足柄屋へ子供靴一足五十銭にて六十足、子供メリヤス股引き一つ六十三銭にて九十六足、イギリス糸織り一尺一円にて二丈七尺売り渡し、代金は十日限手形にて受け取る。

同日

*木更津屋（注18）へ男物靴一足一円五十銭にて九十六足、男帯一筋一円七十五銭にて二十四筋売り渡し、代金は掛け。

*印旛屋へ綿天鵝絨（注19）一尺五円にて一丈、紙布（注20）一尺八銭にて七丈二尺、リヨン木綿一尺十一銭にて三十丈売り渡し、代金は現金にて受け取る。

同日

*店雜費三円七十五錢支払う。

*新潟屋へ縞金巾（注21）一尺十錢にて十二丈五尺、同形付き一尺十三錢にて二十四丈売り渡し、代金は六十日限同店振り出しの手形を受け取る。

*茨城屋から送り状通り商品を仕入れ、代金五千円のうち二千五百円は現金で支払い、残金二千五百円は六十日限手形を渡す。

同日

*群馬屋から掛け代金五百円受け取る。

*栃木屋へ女物靴一足七十五錢にて六十足、男物靴一足一円七十五錢にて二十四足売り渡し、代金は現金にて受け取る。

*店小売代二十五円五十錢入金。

同日

*宇都宮屋（注18）へ胴着女物一つ二円五十錢にて三十六、同男物一つ二円にて十二、緋呉絹（注22）一尺五十錢にて三丈売り渡し、代金は掛け。

*奈良屋へ紫縮緬一尺一円にて二丈七尺、薄絹一尺七十五錢にて二十五丈売り渡し、代金は現金にて受け取る。

*木更津屋より掛け代金五十円受け取る。

同日

*大坂屋へ私的な貸付金百円渡す。

*店雜費七円五十錢支払う。

同 十日

*堺屋へ極上女物長靴一足二円にて百四十四足、同半靴（注23）一足一円七十五銭にて四十八足売り渡し、代金は現金で受け取る。

同 十二日

*江戸屋へ私的な貸付金七十五円渡す。

*三重屋へ中形更紗一尺九銭にて二十一丈、同大形一尺八銭にて十五丈、同小形一尺八銭半にて二十四丈四尺、唐棧一尺八銭半にて十二丈売り渡し、代金は掛け。

*店小売代十円三十八銭入金。

同 十三日

*群馬屋より掛け代金全額四百円受け取る。

*度会屋へ大幅木綿一尺十銭にて十二丈五尺、メリンス（注24）一尺五十銭にて四丈、綿紗（注25）一尺十四銭にて九丈売り渡し、代金は掛け。

同 十四日

*愛知屋へ麻布一尺二円にて三丈六尺、極上更紗一尺二十銭にて二十丈、絹呉縞一尺七十五銭にて三十丈売り渡し、代金は現金にて受け取る。

*店修繕費用七十五円支払う。

同 十六日

*宇都宮屋より掛け代金全額百二十九円受け取る。

*入間屋へ大幅縞木綿一尺十二銭半にて十二丈、蒲団用木綿一尺十銭にて十

六丈、同形付き一尺十五銭にて十二丈売り渡し、代金は掛け。
同十七日

*額田屋より掛け代金全額七百五十円受け取る。

*浜松屋へ男物長靴一足一円二十五銭四十八足、同二重裏一足一円五十銭にて二十四足売り渡し、代金は六十日限の手形を受け取る。

同二十日

*静岡岡屋へ女物遊歩靴一足五十銭にて百二十足、同長靴一足一円十五銭にて二十四足、男物半靴一足一円七十五銭にて二十四足売り渡し、代金は現金で受け取る。

*書記官給料六十五円支払う。

同二十一日

*入間屋より掛け代金全額四十九円受け取る。

七月二十一日における資産と負債の総勘定

学習者は、練習問題における取引を第三章の例にならってそれぞれの帳簿に記入し、その合計金額を左の総勘定と照合してみなさい。

資産	負債
他店への	支払手形
	二、五〇〇

掛け売り代金	三一五	五四	江戸屋の純出資額	九、〇二五
受取手形	一、四五七	一八	大坂屋 同	五、四〇〇
現金	五、二八六	四九		〇
商品	四、五〇〇			
土地建物	五、〇〇〇			
純損失	三六五	七九		
	一六、九二五			一六、九二五

(注 18) 『木更津屋』『宇都宮屋』原本には、「木更津」「宇都宮」となっているが、明らかに店名なので意訳者が「屋」を付した。

(注 19) 『天鵝絨』(てんがじゅう) ビロード。

(注 20) 『紙布』(しふ) 経(たて)に絹糸・綿糸・麻糸などを用い、緯(ぬき)に紙糸を用いて織った織物。宮城県白石・静岡県熱海の産。

(広辞苑)

(注 21) 『金巾』(かなきん) 第一卷40頁(注 27) 参照。

(注 22) 『呉絹』(ごろ) ゴロフクレンの略、舶来の荒い粗末な毛織物。

(注 23) 『半靴』(はんぐつ) 単靴。(広辞苑)

(注 24) 『メリンス』(スペイン語) スペイン産のメリノ羊の毛で織ったから

いう) 薄く柔らかく織った毛織物。とうちりめん。モスリン。

(注 25) 『綿紗』(めんしゃ)【ガーゼ】紗に模した綿織物。

(広辞苑)
(広辞苑)

単式簿記 第四章

家具の売買を営む商売を始める。最初、二人で組合を設立するが、後に一人加入する。日記帳、売帳【売上帳】、大帳【元帳】、金銀出入帳【現金出納帳】、手間帳（注26）を用い、売帳の用法を改めて、これを元帳として取引の変化に従ってその時々の様子を示す。但し、商売は順調で繁盛している。

端書き

この第四章では、単式簿記の用法を説明することを趣旨としている。そして、さまざまな事柄について示すが、学習する者としては特別に注意を払う必要がある。

学者の間では、単式簿記は商取引の状態を掌握するには不十分であると思われる者がいる。私の考えでは、複式簿記は確かに賞賛に価する用法であるが、単式簿記では商取引の状態を掌握できないという考え方には承伏できない。単式簿記であっても、これを上手に使って行えば、どんなに大きな商売であっても困ることはない。その証拠に、我がアメリカの大都会の一流と言われる豪商家でも、複式簿記ではなく単式簿記を採用している者も多くいる。即ち、単式

簿記の価値も大きいのである。

第四章で示した帳簿の例は「ニューヨーク」で諸々の家具を取り扱う商家の帳簿を示したものである。従つて、その帳簿の付け方については完全に体裁を備えたものである。但し、この例に示す帳簿の形式と付け方は原簿を簡略化したものである。

第四章において帳簿の付け方で異なるところは、日記帳に關係せず、売帳を使うことである。第三章でも売帳を使ったが、掛け取引で売った時は、まず、売帳から日記帳に転記して、その後、日記帳から大帳に記入した。しかし、今の第四章では、掛け取引は日記帳に転記せず、売帳から直接大帳に転記する。このようにすれば大いに手間を省くことができ、内容的にも差し支えない。売帳の上部に記入した頁数の字は、これを転記した大帳の頁数を示すものである。売帳、手帳の略字は金銀出入帳と手形帳のことである。但し、この章の例では金銀出入帳だけを示し、手形帳は省略する。従つて、学習者においては第三章に習つて手形帳を作れば良い。

商売の途中で一人が組合に加入するということもこの章の特色である。学習者はこの点についても注意する必要がある。全て商売に変化のある場合は、いつ何時でも、その都度毎に資産と負債を明らかにしなければならぬ。これを総じて言えば、変化のある場合は、最初の純資産額を明らかにしておくことである。あるいは、仮に商売に変化のないときであっても、期末や棚卸し等の時は商売の内容を明らかにして、これを元帳に記入しなければならない。

例えば、この例において最初、この組合は福澤屋と丸屋の二人であつたが、途中で一人が組合に加入した。この新組合員は前の兩人と同様の金額を元入れして、損益を三人同額で分配する約束をした。しかし、前の両者の元入れは商売の最初から出資しているのであるから、今回新組合員として同額の元入れをしたとしても、それ以前に兩人の資産から得られた利益を三人で同額ずつ分配する道理はない。その利益は元より前の兩人で分けるべきものである。従つて、新しい人は、前の兩人と同額の出資をして三人同額の損益の分配とするためには、それ以前の商売で得た利益を前の兩人が「貸」としておくことが必要である。このような訳で、日記帳の六頁にその勘定を起こし、兩人の純利益をその時点で「貸」とした。このようにして大帳に兩人の決済をし、その残金を新規の元入れとして、新しく加入した組合員に同額の資金を出させることとした。

最後に示した総勘定は、今一般に行われている内で最も便利な方法によるものである。そもそも総勘定の記入の仕方を学ぶことは大変難しく、その勘定を起こし、そこに記入して詳細にすればするほど理解が難しくなる。仮に商売が繁盛して調子が良いということであっても、その内容を示す総勘定がはつきりしないということは、これを例えれば、学のない貧しい無骨者に面白い物語をするようなものである。その物語は面白くても言っていることが解らないのは、全体の本当の趣意を知ることとはできない。

全てこの第四章の例に示すところの帳簿については簡便な方法であるが、帳簿の付け方として手本になるべきものである。

(注 26) 『手間帳』(てまちょう) 雇い人の手間賃を計算できるようにした表。出勤簿としても使える。

明治六年

第四章

日記帳

四月一日

福澤屋と丸屋とが家具屋の商売をはじめ、本日より組合として設立し、社名を福丸商社(注 27)とする。福澤屋はそれまでの店の資産と負債を出し、丸屋はそれに見合う金額を現金で出す。それを商社の資本とする。両者の取り決めは約定書の通りである。

一頁	
福澤屋	一日
出資額は左記の通りである	
貸	

三頁	二頁	一頁																
中村屋 同日 借	丸屋 現金 同日 貸	福澤屋 組合から支払うこととなる負債は次の通り 熊谷屋への支払手形四月二十日渡し 新宮屋へ 同 九月十日渡し 松山屋への買掛高 小幡屋へ 同 商品仕入帳の通り 木製品及び仕掛品 細工道具 手形金額は手形帳の通り 中村屋への売掛高 山口屋へ 同 林屋へ同様 <table border="1" data-bbox="666 794 962 970"> <tr> <td></td> <td>一、</td> <td>二、</td> <td>三、</td> </tr> <tr> <td>一七五</td> <td>二三〇</td> <td>三〇〇</td> <td>〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>三七五</td> <td>五七</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>三〇</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 借		一、	二、	三、	一七五	二三〇	三〇〇	〇〇〇	三七五	五七	〇〇	〇〇	三〇			
	一、	二、	三、															
一七五	二三〇	三〇〇	〇〇〇															
三七五	五七	〇〇	〇〇															
三〇																		
六、 四八二 三〇	一、 一五五	七、 六三七 三〇																

三頁	山口屋 福澤屋への買掛高	同日	借	五七
三頁	林屋 福澤屋への買掛高	同日	借	一七五
四頁	松山屋 福澤屋への売掛高	同日	貸	一七五
四頁	小幡屋 福澤屋への売掛高	二日	貸	二二〇
三頁	中村屋 売掛代金現金にて回収	四日	貸	二二〇
五頁	秋田屋 売掛代金現金にて回収	十五日	貸	五〇
				三〇

	三頁	山口屋 売掛代金全額現金にて回収 十八日	貸	五七 三〇
	四頁	松山屋 買掛代金全額現金にて支払 二十日	借	一七五
	六頁	博多屋 売掛代金現金にて回収 二十五日	貸	三〇
	七頁	柳川屋 売掛代金全額現金にて回収 二十七日	貸	四三 五〇
	六頁	博多屋 売掛代金の残金を三十日限の手形で受取り	貸	三七
福澤屋・丸屋の両者は、本日島屋を組合に加入す	新組合			

ることを認める。島屋は前の両者と同じ金額を出資し、損益を共有する旨を約束する。従って、福丸商社の帳簿にはその資産と負債を記入し、且つ、これまで福丸両者の得た純利益をその本人の貸として、最初に出資した金額に合わせて今回の新組合の出資額とする。今後は商社の名称を福丸及び組合とする。

左記の勘定書は福丸商社の旧組合の状態を示したものである。

資 産

他人への掛売りは大帳の通り
現金手許有高は金銀出入帳の通り
手形有高は手形帳の通り
商品有高は仕入帳の通り
仕掛品は仕入帳の通り
細工道具

六、	四一六
一、	三七五
三、	〇一六
一、	五〇〇
五、	八七五
〇〇	
〇〇	
	五〇〇

一三、六八一
八八

負 債

他人からの買掛金額は大帳の通り

一七五

八頁	二頁	一頁			現在の財産	
島屋 現金出資 同日	丸屋 純利益は総勘定の通り 同日	福澤屋 純利益は総勘定の通り 同日	福澤屋取分利益 丸屋 同 五月一日	二七二 二七一 一一四 一一四	純利益	六、四八二 六、四八二
貸	貸	貸	二八	五四二	三〇 三〇	一三、五〇六
六、七五三	二七一	二七一		五四二	一二、九六四	八八
四四	一四	一四		二八	六〇	

八頁	二頁	一頁	四頁	三頁	七頁	八頁
島屋	丸屋	福澤屋	小幡屋	林屋	金沢屋	三井
純利益は総勘定の通り	純利益は総勘定の通り	純利益は総勘定の通り	買掛代金全額現金にて支払い	売掛代金全額現金にて回収	売掛代金全額現金にて回収	現金預かり
	同日	同日	三十一日	九日	八日	五日
貸	貸	貸	借	貸	貸	借
一八七	一八七	一八七	一二一	一七五	六五	一、二〇〇
七四	七三	七三				

(注 27) 『商社』商い組合のこと。

第四章

明治六年

四月二日

売帳【売上帳】

	頁	五	
奥州屋			熊本屋
			楠大テーブル
			檨寝台
			檨椅子
			大理石テーブル
二日		一六	一一
	代金掛け		
東京		一五	二〇
		二五	六〇
			東京
		一一二〇	

帳 手	頁 五	帳 金
京屋 榺小形テーブル 長椅子 腰掛け台 手洗い台	秋田屋 籐座椅子 黒塗りテーブル 楠丸テーブル 同小形	桐重ねタンス 同小タンス 丸テーブル
四日	三日	
二一一一	一一一六	一一一
大坂 五七九八	横浜 一五 二五 一四 七	二二 一五 二四
五〇		
二九	六一	六一
五〇		

	帳金	頁 四	帳金	
博多屋	三島屋 鏡台 針箱	小幡屋 ふとん座椅子 桐タンス 勝手用椅子	伏見屋 櫻塗り寝台	同日
七日	六日	五日		
	一一	六一二	一	
京都	代金現金 東京 四八	代金掛け 横浜 三〇 一五 一〇	代金現金 大坂	三十日限手形
	一一二	五五	一五	

帳	金	帳	金	頁	六					
店舖用置物台	書物箱	台所用椅子	食堂テーブル	吉原屋	八日	置棚	勝手用椅子	櫛寝台	楠寝台	背綿入り椅子
一一	一六	一一	一一	一一	一一	一四	一一	一一	一一	一一
一四五	一四〇	一三三	一四五	四日市	代金現金	一四六	一〇〇	一一二	一一二	一一五
七二		四五				六七				

七	帳 金	帳 金	金
柳川屋 女椅子 同縫物椅子 小形テーブル	大津屋 食堂椅子 同テーブル	吉田屋 小タンス 長形テーブル 大形椅子 籐座椅子	十日
十五 日	十二 日		
一 一 一	一 二	二 一 一 二	
長崎 一〇	東京 一八	伏見 一五	
六 七	一 五	六 二 一	
五〇		五〇	
	代金現金	代金現金	代金現金
	三三	三四	
		五〇	

帳手	頁七	帳金	頁
水口屋 長椅子 勝手用椅子	金沢屋 文庫机一揃い	草津屋 並寝台 田舎椅子 小形テーブル	タンス
二十五日	二十日	十八日	
六一	一	一六一	一
六十日限手形	代金掛け	代金現金	代金掛け
三〇 四五 福島	東京	一〇六 五〇	東京 二〇
七五	六五	二一 五〇	四三 五〇

四	頁	七	頁	五	帳
小幡屋 丸テーブル	手箱 食事テーブル	松口屋 檜手洗い台 小机	熊本屋 ふとん付き椅子 手洗い道具	手洗い台	
六日		五日	三日		
一	一	二	二	一	
横浜 二五	代金掛け	三田 一五	代金掛け	東京 三〇	代金現金
	一四	一五	七五	五	
	三六		一〇五	四三	

	帳 金	頁 六	頁
山崎屋	福岡屋 手洗い道具 鏡付きタンス 紫檀長椅子	博多屋 舟底椅子 大形書棚 腰掛け	開きタンス 針箱
十八日	十五日	十日	
	一揃い	二 一 一	一 一
岡崎	代金現金	代金掛け	代金掛け
	大坂 七五 三〇 六〇	(注28) 京都 一二 四〇 四〇	二四 四四
		五〇 五〇	五〇 五〇
	一六五	五七	五四

頁	八	帳	金	帳	金
二十五日	橋本屋 鏡付きタンス 紅木椅子(注29) 綿入椅子 紅木丸テーブル	同日	八幡屋 並手洗い台 フランス寝台 並寝台 食事椅子 勝手用椅子	二十日	櫛書物棚
	一三六		三六一		一
代金掛け	京都 二一〇 一二〇 一七五 五〇	代金現金	若山 二五 一〇 九 一三	代金現金	
			五〇		
	四五五		六一		七五
			五〇		

金	帳 金	帳 金	頁 五
鳴海屋 腰掛け 取り置棚	油屋 楠長椅子 タンス 食事テーブル	中津屋 手洗い台 勝手用椅子	熊本屋 学校用椅子
同日	三十日	二十八日	百五十
一一	一一一	六二	
代金現金	代金現金	代金現金	代金掛け
名古屋 一〇五	兵庫 三〇 二五 二六	大津 一四 一六	東京
		五〇	
	八一	三〇	六〇〇
		五〇	

帳

紅木大形椅子

三

代金現金

四五

六〇

(注28) 四月二十八日と五月十日の『舟底椅子』の単価は倍も違うが、他の

帳簿との整合性もありそのままの金額とした。

(注29) 『紅木』(こうき)紫檀のこと。

第四章

大帳【元帳】

借

福澤屋

貸

五月一日	四月一日	諸口借	三頁	四月一日	資本金	二頁	七六三七
残高(注30)			六一五五	五月一日	純利益	八頁	二七一
			四四				三〇
			六七五三				一四

		五月 一日			五月 廿日		
		残高			(注 31) 残高		
六七五三	六七五三		六九四一	六九四一	七九〇八		
四四	四四		一七	一七	四四		
		五月 一日	六月 一日	五月 廿日			
		純利益	残高	純利益	残高		
		資本金					
		三 賣 八 買					
六七五三	六四八二	六九四一	六九四一	六七五三	七九〇八		
四四	二七一	一七	一七	一八七	四四		
	三〇			七三	四四		

借

丸

屋

貸

四月 一日	借	福澤屋へ借
四月 十五		
四月 五	貸	現金
四月 三〇		

山口屋

四月 一日	借	福澤屋へ借
四月 二日		
四月 五	貸	現金
四月 三〇		

中村屋

五月 廿二	残高 (注 31)	
六月 一日	六九四一	六九四一
六月 一日	一七	一七
五月 一日	残高	純利益
六月 一七	六九四一	六七五三
六月 一七	一七	一八七
		四四

四月 三十五	借	四月 十八	借	四月 一日	借
諸品 売帳 残高		現金		福澤屋へ借	
四月 四	小	五月 五	松	四月 四	林
一七五	幡	一七五	山	一七五	屋
	屋		屋		
四月 一日	(注32)	四月 一日		五月 八日	
福澤屋へ貸		福澤屋へ貸		現金	
四月 四		四月 四		十	
二三〇	貸	一七五	貸	一七五	貸

五月 廿二	五月 廿五		四月 二日	諸品 売帳
(注 33) 掛け 残高	同 椅子 百五十		同 品 売帳	
		十五頁	十一頁	一頁
八二五	八二五	六〇〇	一〇五	一二〇
			五月 廿二	
			掛 け 残 高	
	八二五		八二五	

借

熊

本

屋

貸

	五月 九日		五月 六日	
	現金		諸品 売帳	
		十頁	十二頁	
	一七五	一二一	五 四	二 三 〇
			五月 一日	
			残 金 高	
	一七五	一七五		二 三 〇

五月			四月
十日			七日
諸品 売帳			諸品 売帳
十二頁			五頁
五七	六七	六七	
			四月
			廿七
			現金 手形
			六頁 五頁
	六七	三七	三〇

借
博
多
屋
貸

五月			四月
一日			三十日
掛け 残高			諸品 売帳
			諸品 売帳
			十頁 二頁
五六	一〇六	四五	六一
			四月
			三十日
			現金 掛け 残高
			五頁
	一〇六	五六	五〇

借
秋
田
屋
貸

五月	借		四月	借		四月	借	
五百			二十			十五		
諸品 売帳	松 口 屋	諸品 売帳		諸品 売帳		諸品 売帳		
十一頁			八頁		七頁	柳 川 屋		
三六			六五		四三			
					五〇			
			五月		四月			
			五百		廿五			
		現金		現金		現金		
			九頁		五頁			
			六五		四三			
	貸			貸	五〇			

五月二十	借	五月一日	借			五月廿二	借		
諸品売帳		現金預かり				残高			
十四頁		九頁		三					島
四五五		二〇〇〇		井		六九四一		六九四一	屋
						一八		一八	
					六月一日			五月廿二	
						残高		純利益	現金出資
						六九四一		六九四一	九頁 六七五三
		貸			貸	一八		一八	十頁 一八七
						四四			

第四章

金銀出入帳【現金出納帳】

借

貸

四月	
一日	丸屋出資金
二日	奥州屋より入り
同日	中村屋より掛け代金全額入
四日	伏見屋より入り
同日	秋田屋より掛け代金
六日	三島屋より入り
	売帳
六二	
一三〇	
六四八二	
三〇	
四月	
一日	紙筆郵便切手代
二日	萬屋へ材木代
同日	石見屋へ漆代
四日	新屋へ毛綿代
五日	帳面四冊代
六日	職人手問賃
	手問帳
八	
七五	
一八	
一五〇	
八	
一二八	
一七	

(注 30) 『残高』当時「前月繰越」という用語は使っていなかった。
 (注 31) 日付、「三十日」で締めたり、「三十一日」で締めたりしている。
 (注 32) 『小幡屋』組合にとり、「仕入先」でもあり、「得意先」でもある。分
 かりにくい取引先。

手 間 帳

西 四 月 六	人 名	作 彦 藤 平 源	加 治 甚 甚 清	文 武 千 万 又	三 一 富 岩 五	
の 一 手 間 帳	名	蔵 助 吉 吉 蔵	平 平 八 助 吉	蔵 助 蔵 助 助	平 平 蔵 吉 平	
		〇〇〇〇五〇	一〇	五六六六六	三五五五五	
		〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
		〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
		〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
		〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
		〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
一 日	一 日	一 日	一 日	一 日	一 日	
二 日	二 日	二 日	二 日	二 日	二 日	
三 日	三 日	三 日	三 日	三 日	三 日	
四 日	四 日	四 日	四 日	四 日	四 日	
五 日	五 日	五 日	五 日	五 日	五 日	
六 日	六 日	六 日	六 日	六 日	六 日	
月 曜	月 曜	月 曜	月 曜	月 曜	月 曜	
火 曜	火 曜	火 曜	火 曜	火 曜	火 曜	
水 曜	水 曜	水 曜	水 曜	水 曜	水 曜	
木 曜	木 曜	木 曜	木 曜	木 曜	木 曜	
金 曜	金 曜	金 曜	金 曜	金 曜	金 曜	
土 曜	土 曜	土 曜	土 曜	土 曜	土 曜	

一一八	三五一五五	五六五五五	三五六六三	一一一 〇〇六二〇	一一二 五〇	↗	月曜 火曜 水曜 木曜 金曜 土曜
一七	六七		三三三	六五 七〇			
一一一	三五五五五	三六六四四	二六六六〇	一一 〇	一一二 五〇	↖	
三		三					

			/	/
	三五五五五		/	/
	五六六六六		/	/
	六六六六六		/	/
ㄨ ㄨ			/	/
		五〇	/	/
	ㄨ		廿七	廿六
			士	金
			士	躍

〔訳者注〕この手間帳の原文は、一枚の紙に記入してその表を見ることになれば誠に便利である。今これを翻訳して製本したために、元の形式を改めて二枚の紙に長く記録したので、大変身勝手が悪い。もし、この方法を実際に行おうとするのであれば、巾広の一枚の紙を使って一目で見やすいような表にすると良い。

この方法は、職人の手間のみでなく、役所又は店の出勤簿にも用いると便利である。

総勘定

五月三十一日における商取引の内容を示すものである。

左記に示す総勘定は、前第三章の総勘定とほとんど変わるところはない。ただ一つ異なる点は、商取引における利潤についてである。今回の取引においては、他人から借用したものではないので、組合の三人で受け取るべき金額をもって残高とする。この残高の合計金額が、即ち組合の財産を合わせたものである。これが資産の金額と同じになるはずである。

資産	
一 大帳より掛代金「貸」の金額	
熊本屋	八二五
秋田屋	五六
博多屋	五七
松口屋	三六
三井	〇〇〇
橋本屋	四〇〇
	一一、
	四五五

島屋の出資額	六、七五三	四四
同店純利益	一八七	七四
同店現在の財産	六、九四一	一八
組合財産の合計金額	二〇、八二三	五二

(注 34) 『注 33』に示したように、「金銀出入帳」の四月二十八日の合計金額に計算間違いがあったが、それを正すとその他の金額も訂正しなくてはならずその影響が大きいため、承知の上で違った金額のまま記載した。正しくは『一〇〇三、五二』。

応用問題

右の総勘定に示した用法は既に説明したとおりである。ここに示す例は、諸君がこの用法を十分に活用して、その記載方法を誤らないように勘定の内容を記録させるためのものである。従って、この例題の内容を記録するためには、

総勘定の形式を正確に準備していなければならない。

例題一

諭吉と一太郎は各々一万円ずつ出資し、組合として商売を始める。一年後捨次郎が組合に加入し、前二者と同額の出資をする。損益は同額の配分を約束する。

* 捨次郎加入以前の取引の内容は次のとおりである。

他店との貸借 彦次郎の借千五百円 貸七百円、英吉の借五千円、英次の借千七百円 貸二千円、周蔵の借五千円 貸二千五百円、清治の貸四千円 借三千円、茂次郎の貸二千円 借千五百円、

* 商品有高七千五百円

* 受取手形六千円 支払手形二千五百円

* 現金有高二千円

右のような時、取引の間に損失が出るか、利益が出るか。最終的に両者の資産はどれ程か。

例題二

友五郎と勇五郎は組合をつくり商売を始める。友五郎は資金を出し、勇五郎は商売に従事して損益は同等に配分する約束をする。最初に友五郎は一万円の資金を出す。一年の間に友五郎は二千円を引き出し、勇五郎は千五百円

を引き出した。一年後の帳簿は左記のとおりである。

*現金有高三千円

*他店への貸千五百円

*商品有高一万円

*受取手形千七百五十円

以上が資産であり、

*他店への掛け借並びに支払手形の合計は五千円である。

右のような時、取引の損益はどうか。また、取引の結果両者の資産はどれ程か。

例題三

山口と中村は組合をつくり建築請負業を始める。両者とも出資額に対して年七分の利息を取り、その後の利益は同等に配分する約束である。

山口は品物道具類五千円、未完成工事六千七百五十円、受取手形四千八百円、他店への掛け貸一万円を出す。この他に借残高一千円、この一千円は組合で支払う約束である。

中村は現金一万円と受取手形一万五千円を出す。

右のような時、その年の終わりの諸帳簿の内容は左記のとおりである。

*現金手許有り高一万五千円

*受取手形五千七百円 同利息五百円

* 品物道具類一万八千円

* 他店への掛け貸九千四百円

この結果、損益はどれ程か。最終的に組合の両人の純資産はどれ程か。

練習問題 第四問

六月一日 江戸屋と大坂屋が組合を結成し商売を始める。江戸屋の出資額は左記のとおりである。

* 商品四千七百五十円、道具類七百五十円、受取手形千五百円、品川屋へ掛け貸五百円、川崎屋へ同七百円

* 大坂屋は現金八千二百円を出資する。

同日

* 金川屋へ七十五円にて手洗い道具一揃い、毛入りふとん一枚十二円にて二枚、十五円にて紫檀椅子一脚売り渡し、代金は掛け

二日

* 筆紙墨代二十円支払い

* 戸塚屋へ二十円にて食堂椅子十二脚、八円にて取置棚一つ、十二円にて櫛

寝台一つ売り渡し、代金は現金

* 材木代二十五円支払い

* 藤沢屋へ六円にて子供用寝台一つ、二十五円にて紫檀文箱一つ、三十円に

三 日 て紅木タンス一つ売り渡し、代金は三十日限手形で受け取り

* 川崎屋より掛け代金三百円入り

* 平塚屋へ六円にて取置棚一つ、五円にて手洗い台一脚、七円にて同一脚、台所用椅子一脚七十五銭にて十二脚売り渡し、代金は掛け

* 大磯屋へ十五円にてフランス寝台一つ売り渡し、代金は現金

五 日

* 職人へ手間賃百六十五円支払い

* 小田原屋へ籐座椅子一脚一円七十五銭にて十脚、三十円にて黒柿タンス一つ、十円にてテーブル一脚、小形手洗い台一脚二円五十銭にて三脚売り渡し、代金は掛け

* 箱根屋へ四十円にて黒柿書物棚一つ、三十円にて両開き机一脚売り渡し、代金は現金

六 日

* 三島屋の手形決済、現金五百円受け取り

* 沼津屋へ十二円にて長椅子一脚、七円にて腰掛け一脚、勝手用椅子一脚四円にて八脚、十五円にて長テーブル一脚売り渡し、代金は六十日限手形受け取り

七 日 * 吉原屋より九百円にて黒柿【材】百束買い取り、代金は掛け

*小田原屋へ十五円にて丸テーブル一脚、十円にて田舎寝台一つ、五円にて置棚一つ売り渡し、代金は掛け

*蒲原屋へ五十円にて紫檀書棚一つ売り渡し、代金は現金

*品川屋より掛け代金全額決済に付き、現金五百円入り

八日

*江尻屋へ二十五円にて比翼椅子（注35）一脚、十二円にて文箱一つ、十七円にて食堂椅子一脚売り渡し、代金は現金

*双川屋へ五十円にて長椅子一脚売り渡し、代金は掛け

九日

*吉田屋へ六円にて角テーブル一脚、勝手用椅子一脚五円にて六脚、五十円にて手洗い道具一揃い売り渡し、代金は現金で入り

十日

*ガス灯代十四円三十銭支払い

*小田原屋より掛け代金全額一円入り〔訳者が掛け代金何円何銭と記録すべきところ、わざとその数字を略したのは、学習者が自分でその金額を計算せんがためである。以下同様〕

十二日

*職人へ手間賃二百七十五円支払い

*府中屋へ勝手用椅子一脚三円にて六脚、食堂椅子一脚一円五十銭にて十二脚、五円にて茶棚一つ売り渡し、代金は掛け

十三日

* 鞠子屋へ軍用椅子一脚五十銭にて八組九十六脚、二十五円にて机一つ売り渡し、代金は掛け

* 金川屋より掛け代金七十五円入り
十五日

* 川崎屋へ櫛椅子一脚五円にて六脚、十五円にてフランス寝台一つ、洗い手台一脚四円にて二脚売り渡し、代金は掛け

* 岡部屋へ四十円にて書棚一つ、読書椅子一脚七円にて四脚、十五円にて大形船底椅子一脚売り渡し、代金は現金

十七日

* 職人へ手間賃二百十八円支払い

* 平塚屋より掛け代金全額一円入り

* 袋井屋へ十円にて二重寝台（注36）一つ、九円にて一重寝台一つ売り渡し、代金は現金

十八日

* 吉原屋へ掛け代金五百円支払い

* 藤枝屋へ三十円にてタンス一つ、四十五円にて寝台一つ売り渡し、代金は三十日限手形受け取り

十九日

* 金川屋へ台所用椅子一脚一円にて十二脚、並寝台（注37）一つ五円にて三

つ、十五円にて帳場机一脚売り渡し、代金は掛け

* 双川屋へ四十五円にて紅木丸テーブル一脚売り渡し、代金は掛け

二十日

* 金川屋より掛け代金全額一円入り

二十一日

* 川崎屋へ二十五円にて巻き台（注38）一脚、食堂椅子一脚一円七十五銭にて十二脚、寝台一つ八円にて十二台売り渡し、代金は掛け

二十二日

* 会計係給料（注39）七十五円支払い

* 鳴田屋の手形決済、現金にて千円受け取り

二十四日

* 職人の手間賃百九十三円支払い

* 浜松屋へ学校用机一脚九円にて五十脚、同椅子一脚五十銭にて百脚売り渡し、代金は掛け

二十五日

* 舞坂屋へ二十円にて櫛寝台一つ、十七円にて手洗い台一脚売り渡し、代金は現金

* 川崎屋より掛け代金二百円入り

二十六日

* 荒井屋へ勝手用椅子一脚五円にて六脚、五十円にて紅木丸テーブル一脚、

十円にて腰掛け一脚売り渡し、代金は掛け

*雇い人への未払い分五十円支払い

二十七日

*見付屋へ帳場用椅子一脚二円五十銭にて六脚売り渡し、代金は現金

*吉原屋へ掛け代金全額一円支払い

*川崎屋より掛け代金全額一円入り

二十九日

*掛川屋へ三十五円にて長椅子一脚、四十五円にて紅木肘掛け椅子一脚、七円にて取置棚一つ、三十円にて比翼椅子一脚売り渡し、代金は掛け

新組合

七月一日 江戸屋と大坂屋は本日長崎屋を組合に加入させる。長崎屋は前両者と同様の金額を投資したので、三者が同額の損益の分配をする約束をした。組合の商品見積もり高は五千五百円、道具類七百五十円、その他の資産及び負債は諸帳簿のとおりである。

*長崎屋の出資額一円入り

*赤坂屋から材木を買い入れ、代金は現金で三千五百円支払い

*職人の手間賃百七十五円支払い

三日

* 荒井屋へ六円にて寝台一つ、十円にて同一つ、手洗い台一脚二円五十銭にて三脚、台所用椅子一脚一円五十銭にて六脚、十五円にて戸棚一つ、二十五円にて文箱一つ、十八円にて机一脚売り渡し、代金は掛け

五日

* 藤川屋へ六十円にて黒柿書物箱一つ売り渡し、代金は現金

* 鳴海屋へ学校用机一脚五円にて六脚、二十五円にて大形机一脚、帳場用椅子一脚七円五十銭にて二脚売り渡し、代金は現金

六日

* 熱田屋へ六十五円にて紅木比翼椅子一脚、ふとん付長椅子一脚十円にて二脚売り渡し、代金は三十日限手形受け取り

八日

* 職人の手間賃二百十八円支払い

* 桑名屋へ食堂椅子一脚二円にて十二脚、十七円にて長椅子一脚、二十円にてタンス一つ売り渡し、代金は現金

十日

* 掛川屋より掛け代金五十円入り

* 亀山屋へ黒柿長椅子一脚四十五円にて二脚、比翼椅子一脚五十円にて三脚、ふとん付椅子一脚七円にて二十四脚売り渡し、代金は掛け

十一日

* 浜松屋より掛け代金全額一〇円入り

* 関屋へ六十円にて黒柿書物箱一つ、三十円にてダンス一つ売り渡し、代金は現金

十五日

* 土山屋より樺材を買い入れ、代金五千七百円支払い

十六日

* 職人の手間賃二百十二円支払い

* 水口屋へ学校用机一脚九円にて五十脚売り渡し、代金は現金

十七日

* 荒井屋より掛け代金九十円入り

* 石部屋へ七十五円にて書棚一つ売り渡し、代金は掛け

二十日

* 鞠子屋より掛け代金全額一〇円入り

二十二日

* 荒井屋へ勝手用椅子一脚五円にて十二脚売り渡し、代金は掛け

二十五日

* 職人の手間賃百七十五円支払い

* ガス灯代十五円支払い

* 草津屋へ五十円にて寝台一つ売り渡し、代金は現金

二十九日

*職人の手間賃二百十九円支払い

*地代百円支払い

(注 35) 『比翼椅子』(ひよくいす) 大手家具会社に尋ねたところ、「比翼椅子」と言われる製品は現存しないとのこと。また、どのようなものかも判らないとのことであった。意味からすれば、「二人掛けの椅子」と推察される。

(注 36) 『二重寝台』(にじゅうしんだい) 二段ベッド

(注 37) 『並寝台』価格からして「なみしんだい」(普通の寝台)と考えられる。「並び寝台」つまり「ダブルベッド」とも読めるが不明。

(注 38) 『巻き台』(まきだい) 何ものかを巻き付けて置くための台。具体的にははっきりしない。

(注 39) 「帳合方給料」を『会計係給料』と訳した。

総勘定

七月三十一日 取引の内容を示す

資産

(注 40) 金額に二重線で部分訂正あり。ここでは正しい金額を記載した。

(注 41) この行については後から追加訂正しており、原本では金額の記載場所も摘要欄に記載してあるが、ここでは金額欄に記載した。

帳合之法卷之二終

定価六十五銭

明治九年
二月二日

版權免許

東京第二大区九小区

三田二丁目拾番地

